

秋田市教育委員会  
令和元年7月定例会  
(当日配布資料)

【資料目次】

教育長等の報告

(1) 秋田市学校給食異物混入対策委員会の設置について

… 1

## 秋田市学校給食異物混入対策委員会の設置について

### 1 標記委員会の発足経緯

4月から7月までの間に、学校給食への異物混入が相次いで発生（5件）していることから、事案の未然防止を図るため、発生要因を分析し対策・方針等を協議する標記委員会を設置する。（設置要綱案は別紙1のとおり。）

### 2 委員構成

学校給食の食材調達、調理、配食等において、それぞれの工程にかかる専門知識を有する人材のほか、衛生管理、食品管理、学校運営等の知識を有する人材で委員を構成する。

### 3 主な協議内容（予定）

#### (1) これまでの発生事案の概要説明

- ・過去5年間の事案（概要）と本年度の事案（詳細）を説明し発生要因を分析する。

#### (2) 調理場等一斉点検の結果説明

- ・各調理場における状況を類型化して課題を抽出する。

#### (3) 対策方針等の検討

- ・(1)および(2)を踏まえ、対策方針を策定し対策手法をとりまとめる。
- ・今後の防止対策の取組と展開を整理する。

### 4 スケジュール（予定）

令和元年7月	委員への就任依頼、委嘱状交付
8月	第1回異物混入対策委員会（概要・結果等の説明） 第2回異物混入対策委員会（対策方針等の検討）
9月	教育委員会9月定例会への中間報告 9月議会教育産業委員会への中間報告
10月	第3回異物混入対策委員会（対策方針等の確定、答申）
11月	予算要求（答申内容による）
12月	教育委員会12月定例会への最終報告 11月議会教育産業委員会への最終報告

(別紙1)

秋田市学校給食異物混入対策委員会設置要綱(案)

〔令和元年7月 日  
教育長 決 裁〕

(設置)

第1条 本市における学校給食の異物混入対策に関して審議するため、教育委員会に秋田市学校給食異物混入対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校給食における異物混入の防止に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校給食の異物混入に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内で任命する。

- (1) 教育委員会事務局職員 1人
- (2) 学校給食に携わる教職員(調理に携わる者を含む。) 4人
- (3) 秋田市保健所職員 1人
- (4) 学校給食物資の発注に携わる者 1人
- (5) 学校給食厨房機器に携わる者 1人
- (6) 衛生管理又は食品管理に携わる者 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長の指名により定める。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(答申)

第7条 委員会は、委員会で審議した事項について、速やかにその結果を教育委員会に答申するものとする。

(特別委員)

第8条 委員会に、特別の事項を審議させるため、必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会学事課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。